解散公告（第三回）

当法人は、平成二十六年一月六日開催の社員総会の決議並びに福岡県知事の認可により、平成二十六年三月四日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年三月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年三月二十八日

北九州市小倉北区大畠二丁目六番四七号

医療法人葵会

清算人　香川　栄基

第十二期決算公告

平成二十六年一月三十一日現在

貸借対照表の要旨

単位・千円

資産の部	
流動資産	一、〇四二、六一三
固定資産	一、五六三、一八二
資産合計	二、六〇五、七九五
負債及び純資産の部	
流動負債	四二二、二一二
（うち賞与引当金）	（二四、三五五）
固定負債	二八〇
株主資本	二、一八三、三〇二
資本金	二四〇、〇〇〇
資本剰余金	二三四、三六三
資本準備金	二三四、三六三
利益剰余金	一、七〇八、九三九
利益準備金	四、八〇〇
その他利益剰余金	一、七〇四、一三九
（うち当期純利益）	（一〇一、九五二）
負債・純資産合計	二、六〇五、七九五

平成二十六年三月二十八日

兵庫県神崎郡神河町中村一〇〇九番地二八

PHP兵庫株式会社

代表取締役　藤代　昌彦

公益信託「パシフィックモーション」しおかぜふれあい記念基金第五期決算公告

一、事業概要

清水海洋少年団他計二十先に対し、計四百五十五万五千円の助成金給付事業を行った。

尚、本公益信託は信託財産が消滅したことにより平成二十六年三月二十日に終了した。

二、財産目録（平成二十六年三月二十日現在）

資産合計	〇円
負債合計	〇円
正味信託財産	〇円

平成二十六年三月二十八日

静岡市葵区呉服町一丁目一〇番地

公益信託「パシフィックモーション」しおかぜふれあい記念基金

受託者　株式会社静岡銀行

配当公告

大阪市淀川区西中島四丁目一二番五号

破産者　株式会社スターズ

右の者に対する大阪地方裁判所平成二十五年（フ）第三四一〇号破産事件の中間配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金八、八四八、三五六、二五九円

一、配当することのできる金額

金五五〇、〇〇〇、二九四円

平成二十六年三月二十八日

大阪市中央区北浜三丁目七番一二号京阪御堂筋ビル八階共栄法律事務所

破産管財人　木村圭二郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県大崎市松山千石字松山二九三番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　安倍　一成

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月二十八日

事務所仙台市青葉区片平一丁目二番三八号チサンマンション青葉通り四〇三　増田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　増田　祥

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県秋田市千秋中島町二〇一番地一〇、最後の住所秋田県由利本荘市西目町出戸字孫七山三番地二　被相続人　亡　豊間　達夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月二十八日

秋田県由利本荘市給人町七番地三本荘合同ビル一―二

相続財産管理人　弁護士　髙橋　重剛

平成二十六年三月二十八日

本籍群馬県沼田市榛名町三一二三番地一〇、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　笛木　泰弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月二十八日

群馬県沼田市上原町一七三一番地一〇弁護士法人井坂法律事務所沼田事務所

相続財産管理人　弁護士　石井　英智

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市南区永田北三丁目四六五番地一一、最後の住所群馬県利根郡昭和村大字糸井七五七〇番地

被相続人　亡　甕　哲夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月二十八日

群馬県利根郡みなかみ町下牧六〇四番地

相続財産管理人　阿部　明彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県川口市中青木一丁目一三三番地、最後の住所埼玉県川口市戸塚境町二七―七

被相続人　亡　髙橋　昇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目一〇番一号グローバル高砂三〇一小宮法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小宮　圭香

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県結城郡八千代町大字芦ケ谷二〇九番地、最後の住所埼玉県さいたま市大宮区宮町四丁目五四番地一　日神パレステージ大宮宮町一〇二号

被相続人　亡　秋葉平三郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月二十八日

埼玉県さいたま市浦和区常盤九丁目三一番六号ＡＴビル四階

相続財産管理人　弁護士　日下部眞史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県木更津市八幡台二丁目一二番、最後の住所千葉県木更津市八幡台二丁目一二番八号

被相続人　亡　小松　治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月二十八日

事務所千葉市中央区本千葉町一―一　日土地千葉中央ビル一〇階　村上・湊法律事務所　相続財産管理人　弁護士　湊　弘美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県流山市大字中野久木三一一番地、最後の住所千葉県成田市吾妻二丁目二番地一六棟一〇五号　被相続人　亡　岩佐　政子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月二十八日

事務所千葉市中央区中央三丁目四番八号コーノスビル三階　鈴木牧子法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中溝　明子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都東大和市南街二丁目三九番地三、最後の住所東京都東大和市狭山二丁目一二六四番地の五やまと苑

被相続人　亡　小林　幸男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月二十八日

東京都日野市日野本町三―一四―一八谷井ビル四階日野市民法律事務所

相続財産管理人　弁護士　木村　真実